

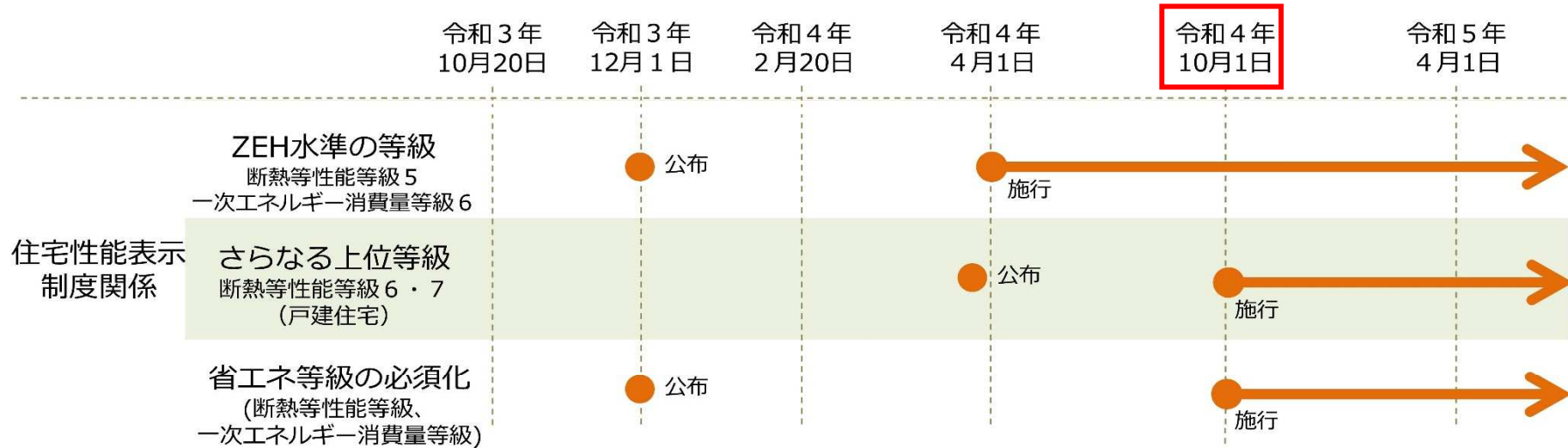
各制度の改正一覧表（住宅）

【2022年10月1日より】

	改正前（～2022.09.30）	改正後（2022.10.01～）	備考
住宅性能評価	<ul style="list-style-type: none"> ■断熱等性能等級5まで ■5-1断熱等性能等級 及び 5-2一次エネルギー消費量等級 の どちらか又は両方の取得が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ■断熱等性能等級6と等級7の創設 ■5-1断熱等性能等級 と 5-2一次エネルギー消費量等級 両方の取得が必須 	
長期優良住宅	<ul style="list-style-type: none"> ■耐震等級2（倒壊等防止）以上 ■断熱等性能等級4の取得が必須 一次エネルギー消費量等級は問わない 一次エネルギー消費量等級は問わない ■新築・増改築 	<ul style="list-style-type: none"> ■木造壁量計算による場合 耐震等級3（倒壊等防止）が必須 ■ZEH水準の取得が必須 (断熱等性能等級5以上 一次エネルギー消費量等級6の両方) ■新築・増改築に加え 建築行為なし既存住宅の認定の新設 	太陽光発電、 太陽光給湯等 を乗せた屋根 は屋根材の仕様 にかかわらず 壁量計算は 「重い屋根」 で計算
低炭素建築物 （住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ■断熱等性能等級4の取得が必須 一次エネルギー消費量は BEI：0.9以下 ■その他基準8項目の内 2項目の取得が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ZEH水準の取得が必須 (断熱等性能等級5以上 一次エネルギー消費量等級6の両方) ■再生可能エネルギー利用設備の設置が必須 ■その他基準9項目の内 1項目の取得が必要 	共同住宅等の 住戸認定廃止
性能向上認定 （住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ■断熱等性能等級4の取得が必須 一次エネルギー消費量は BEI：0.9以下 	<ul style="list-style-type: none"> ■ZEH水準の取得が必須 (断熱等性能等級5以上 一次エネルギー消費量等級6の両方) 	

ZEH水準 UA値：0.6以下 ηAC値：2.8以下 BEI：0.8以下（太陽光発電等を除く）

住宅性能評価 スケジュール

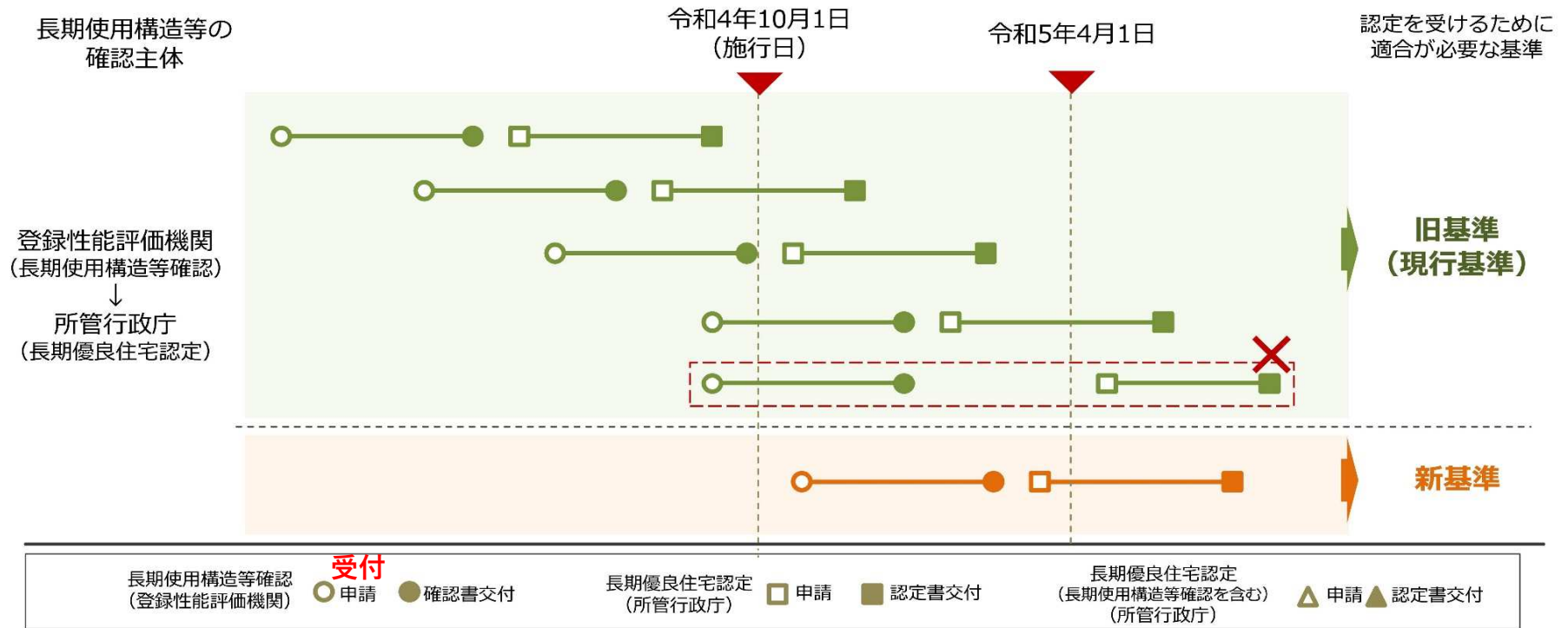


2022年10月1日以降に受付したもののから
新基準を取得できる
建設性能評価は設計性能評価時に取得した
等級で各等級に適合させる

受付
新基準 取得

長期優良住宅 スケジュール

- ・ 施行日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準（現行基準）を適用する。
- ・ ただし、旧基準（現行基準）による認定は、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものに限る。



2022年9月30日までに兵庫確認検査機構が受付したものは旧基準での認定申請（行政庁宛）が行える。ただし、旧基準での所管行政庁への認定申請は2023年3月31日までのものに限る。

性能向上認定

低炭素建築物

スケジュール

- 誘導基準・低炭素建築物の認定基準の見直しに伴い、以下の通り経過措置を設ける。
 - ① 施行日以前に認定を申請している場合は、改正前の基準を適用する。
 - ② 施行日以前に既に認定を受けている場合、又は認定申請している計画に関する変更認定の場合は、改正前の基準を適用する。
 - ③ 施行日において現存する建築物について、増改築・修繕等を行う際には、基本、建築物全体として省エネ基準レベルを求めつつ、当該増改築・修繕等を行う部分のみに基準（改正後の基準）を適用する。

※旧基準で認定を受けるには性能向上認定と低炭素建築物の場合は、長期優良住宅申請とは異なり、所管行政庁宛の認定申請日が基準日である為、令和4年9月30までに登録住宅性能評価機関（兵庫確認）で適合証を交付し、令和4年9月30までに所管行政庁に認定申請を行わないことにならないことに注意！

